

**令和5年度**

**第16期第31回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和5年11月21日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年11月21日(火) 午前10時00分から11時18分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 区画漁業（くろまぐろ養殖業）の免許申請について
- 2 議案2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 3 議案3 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 4 議案4 うみがめ等の採捕に関する委員会指示について
- 5 議案5 くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について
- 6 報告事項1 漁業法第73条第2項第2号に係る審査基準の作成について（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）
- 7 報告事項2 「漁業に関する協定」に係る報告事項について
- 8 報告事項3 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- 9 その他  
(1) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
木村妙子 大倉良繁 木村那津子

#### 欠席委員

古丸 明 千田良仁

#### 事務局

事務局長 林 茂幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

班長 栗山 功  
主幹兼係長 中西健五

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島弘幸  
係長 程川和宏  
主任 中瀬 優

#### 傍聴者

なし

計 21 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 31 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、古丸委員、千田委員が欠席で、出席委員が 13 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として濱中委員と大倉委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1「区画漁業（くろまぐろ養殖業）の免許申請について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

第 29 回海区漁業調整委員会にてご審議いただいた区画漁業（くろまぐろ）に係る三重海区漁場計画に基づいた免許申請に関するものです。1 - 1 ページにありますように、このことについて、令和 5 年 11 月 8 日付け農林水第 24-4210 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 70 条の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

くろまぐろ養殖業については令和 6 年 1 月 1 日から免許予定というなかで、多くについては既に免許申請もあり海区委員会でご審議いただき、答申もいただいているところですが、最初に海区漁場計画を公示した際、公示番号区 1504 と区 1505 のくろまぐろ養殖業については免許申請がありませんでした。そのため、漁場計画を変更し公示したところ、改めて免許申請がありましたので、委員会の意見を伺うものです。

具体的には 1 - 2 ページをご覧ください。【漁業の免許】として、漁業法第 69 条に基づき、知事に免許申請がありました。今回、免許申請を受けるなかで競願はなく、1 社からの申請でした。

免許の申請があったときは、同法第 70 条により「海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない」と規定されており、今回諮問をさせていただきました。

【免許をしない場合】については同法第 71 条に規定されており、第 1 項第 1 号で申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。と規定されています。同項第 2 号では海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があったとき。と規定されており、異なる内容の申請はありませんでした。同項第 3 号でその申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。と規定されており、該当する不当な集中もないと考えています。

同項第4号は内水面の規定ですので関係ありません。第1号の適格性については、同法第72条で規定されています。今回は団体漁業権で計画していた漁業権を個別漁業権に変更しましたが、個別漁業権の場合の適格性を有する者は次のいずれにも該当しない者とするとして、同法第1項第1号で漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。第1項第2号で暴力団員等であること。第1項第3号で法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。第1項第4号で暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。になっています。漁業又は労働に関する法令を遵守するか否かは、申請時に申立書を出すことになっています。暴力団関係については、誓約書を出していただき、確認をしています。

1-3ページをご覧ください。申請内容です。公示番号は区1504と区1505。漁業の名称はくろまぐろ養殖業（小割り式）。地元地区は両区画とも二木島、甫母須野です。住所、名称が、和歌山県東牟婁郡串本町串本、株式会社マルハニチロ Marine で、共有ではなく単独1社での申請でした。先ほど説明しましたように、暴排法関係誓約書を提出いただき、暴力団関係者が支配をしたり、暴力団関係そのものではないことを確認しています。また、漁業及び労働に関する法令に関しても、申立書の提出をいただき、過去5年の関連法令の違反がないことを確認しています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○小川会長

それでは、議案1については異議がないものとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については異議がない旨答申することとします。

○藤原職務代理者

議案1について異議はありませんが、この議案に関連して、本日は県の免許担当者も同席していただいていますので、ひとつお聞かせ願いたいことがあります。委員の立場ではなく浜の立場として、先般、所属漁協に大きな会社から、あわび養殖等について打診がございました。今まであわび養殖をやったことのない状況で、ここの漁場があわび養殖について可能なのか、試験的にいろいろ行いたいとする打診でした。

彼らの意見聞いてみると、会社の言い分ですが、漁業法が改正になって規制緩和のなかで会社の定款を変更すれば、今まで参加できなかった部分も参加できやすくなったとのことでした。適正かつ有効というなかで、漁業権がなくなってくると、某会社からこういう漁場でこういうことがしたいけど、どうですかと行政に申請があった場合、当然県から漁業権者たる漁協、もしくは漁業権管理委員会にこういうことがありますと県から問い合わせがあることになると思います。その管理委員会で仮に OK ができれば、これは適切と思うんですけども、そこらの手順を知りたい。例えば、県へ会社から申請があり、漁協が OK をして、そして今度は県がそれを海区に諮問する。これで通れば知事が免許をする。との流れに概略はなると思いますが、その簡単な手順がわかれば参考までにお教え願いたい。

#### ○小川会長

それでは水産資源管理課お願いします。

#### ○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

県に先に話があった場合は、関係地区の漁業調整が図られていることが非常に重要になってきます。漁場計画を作るなかでは、漁業調整が図られている必要がありますので、そのような話があれば、内容を聴き取ったうえで、まずは共同漁業権者、共同漁業権は地先の漁業協同組合に免許していますので、そちらに話をしてその調整を付けるように相談者には話をさせていただくことになると思います。それで調整が付けば、海区漁場計画を今あるものに追加をする形で変更して、海区漁場計画の素案を作ります。作成した素案は利害関係者の意見聴取を Web 上で行い、再度間違いがあるといけないので漁業協同組合に確認をさせていただきながら、漁場計画の案を作成し、海区委員会に諮問させていただくこととなります。こちらに諮問させていただいた後には、今年の切替えと同様の手続きで、公示して免許申請をしてもらい、申請があったらまた海区委員会に諮問し、問題がなければ免許をさせていただく。そのような流れになるかと思っています。

#### ○藤原職務代理者

適正かつ有効という表現が抽象的ではないかと思っています。漁協としては適正かつ有効に活用していると主張しますが、相手方の会社が水揚高等の過去の実績、例えば 10 年前と今とを比べた現実的な数字をもって、これは適正かつ有効ではないのではないかと主張した場合、今度は県が調整をしながらどうやって導いていくのかが、非常になんというかグレーで曖昧に思えます。今後、問題になってくることを心配しています。今日は少し質問しましたが、今後よろしくをお願いします。

#### ○永富委員

その問題に関連し、合併漁協の共同漁業権はひとつの漁協に免許されていますが、共同漁業権の範囲内は合併しても地先の行使地区は分かれています。近年、漁業者も減少し行使する人が減っている漁業権もあります。漁協としては、なるべくなら隣の地区が有効に活用するよう指導していますが、合併前の共同漁業権の考えが残っており、少数の地元地

区の人が反対するんです。今後はそれを企業が指摘してくることも考えられます。

漁業法が改正され、我々漁業者はどうしたら良いのか困ることができてくるんじゃないかと思っています。

○小川会長

共同漁業権と免許に関して、県サイドにまたひとつ勉強していただければと思います。今後の問題として、考えていかなければならないと思います。

○矢田委員

今の話に関連し、申請者が県に相談し、県が聴き取りなどをしたうえで、その後漁協に話が行くと思いますが、漁協へ行った時に漁協が認めず断ることはできますか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

基本的には漁業調整が付かないといけません、規制緩和のなかで法律も変わり、反対の仕方、認めない仕方が一部の人が言っているというような、抽象的な内容ではだめです。漁業に関してこういう支障があるからだめですと、具体的に説明することが必要であるとの指導が水産庁からあります。裁判などで争うことになれば、この部分が問われる可能性が出てくると思います。正当な理由付けが必要になると思います。しかしながら、基本的には正当な適正な理由があって拒むのであれば、それは漁業調整が付いていないですよという話になると思います。

○藤原職務代理者

例えば、のりの区画を最初10名で行使しており、一人、二人と辞め8名になったとして、漁協は漁場環境を改善するため、潮どおりを良くして8名で行使しているとする言い分を立てても、相手は水揚げ等の実績を盾に10の生産量が8や7しか生産がないのではないかと主張してくるのではないかと心配をしています。適正かつ有効をどのように立証していくのが問題ではないかと思っています。

○矢田委員

難しいとこやな。

○藤原職務代理者

はい。

○永富委員

そのため共同漁業権の行使について、これまで50人で使っていたところを10人や5人になっても共同漁業権はその地区のものかということを検討すべき時期にきていると思います。

○藤原職務代理者

組合内でね。私の所属漁協の一部の地区では、あおり漁場を同じ漁協の他地区の漁業者に行使させています。そのような行使の仕方が漁業者や漁場を守るには最適なのではと思っています。

○小川会長

漁業者がどんどん少なくなるなかで、この共同漁業権における地先権利の主張というところに様々な問題が生じると思いますので、各漁協がそれに対しての予備知識を持ちながら、どのように善処すれば良いのかというような勉強会などを考えられる方が、今後の問題解決にはよろしいのかなと思います。企業サイドからすれば、専門家が法律的にもいろんな経済効率などを主張するところがあるかと思いますが、漁業者がこれは俺の場所だからだめなんだよというだけでは、なかなかその主張は認められないような時期にきているのだということを肝に銘じながら、各漁協として運営していかなければならないと考えます。

続きまして、議案2「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年10月30日付け農林水第24-4204号で三重県知事から諮問書が提出されております。

三重県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は固定式刺し網漁業の取扱いに関しての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

2-1ページが諮問書です。2-2ページの改正理由書をご覧ください。今回改正の理由及び内容は、令和6年1月31日で許可期間が満了となる固定式刺し網漁業、種類としてはくるまえび刺し網、かれい刺し網、きす刺し網、いせえび刺し網を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。改正の内容については、制限措置及び許可又は起業の認可をすべき期間の設定をするものです。なお、制限措置の内容については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を変更するものとなります。

2-3ページをご覧ください。今回ご意見を伺う内容となります。内容としては、制限措置の内容及び申請すべき期間を設定するために、三重県漁業調整規則第12条第3項に基づき、委員会のご意見を伺うものとなります。

2-4ページの取扱方針の一覧をご覧ください。着色している部分が今回改正を予定し

ている固定式刺し網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いです。いくつか漁業がありますが、いせえび刺し網漁業（紀南地区）を除いた、くるまえび刺し網漁業、かれい刺し網漁業、かれい刺し網漁業（紀南地区）、いせえび刺し網漁業、きす刺し網漁業、が今回の改正の対象となる漁業です。

改正の内容について説明をさせていただきます。2－6 ページの新旧対照表をご覧ください。1 取扱方針第6に定める、規則第16条に規定する許可の有効期間の部分ですが、現在の（1）きす刺し網漁業と（3）上記以外の漁業種類は、令和6年1月31日をもって許可期間が満了しますので、これらふたつについて、許可の有効期間を3年で更新したいと考えています。そのため、旧の（2）いせえび刺し網漁業（紀南地区）は有効期間を変更しませんので、改正案としては旧の（2）を新の（1）にもってきます。続いて、旧の（1）きす刺し網漁業と（3）上記以外の漁業種類を統合して、新の（2）上記以外の種類、として許可の有効期間を3年で更新して、令和6年2月1日から令和9年1月31日までとさせていただきたいと考えています。この許可の有効期間については、県漁業調整規則第16条第1項で定められている3年と考えています。

新の（1）と（2）ですべての漁業種類も網羅しますので、旧の（3）については削除を考えています。

続きまして、2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は、（2）上記以外の漁業種類の部分ですが、旧の令和2年12月7日から令和3年1月8日までを今回の切替え期間にあわせて令和5年12月11日から令和6年1月10日まで、に設定したいと考えています。期間的には多少日はずれるものの、前回の切替えと同等の期間としています。

4 制限措置については、漁業種類ごとに操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、総トン数、隻数、漁業を営む者の資格がありますが、今回変更を予定しているのは隻数の部分になります。まず、くるまえび刺し網漁業についてです。鳥羽市国崎町、同市相差町又は志摩市阿児町安乗、同市阿児町国府に住所を有する漁業者又は漁業従事者が漁業を営む者の資格であり、現在の隻数が35となっていますが、切替えにあわせて2隻減らして33にしたいと考えています。

2－7 ページのかれい刺し網漁業は、同じ鳥羽市相差町、志摩市阿児町安乗、同市阿児町国府又は同市阿児町甲賀に住所を有する漁業者又は漁業従事者が漁業を営む者の資格となっているものについて、現在、38となっている隻数をこちらも2隻減らして36にしたいと考えています。

2－8 ページのいせえび刺し網漁業をご覧ください。志摩市志摩町の沖合、共同漁業権漁場の外を操業区域とするものについてですが、現在、隻数54となっているものから6隻減らして48に変更したいと考えています。

今回、変更を予定しているくるまえび刺し網、かれい刺し網、いせえび刺し網の許可等をすべき隻数についてですが、現在許可を受けている地区の漁業協同組合等に事前に確認をして、現在許可が出ている隻数から切替えの予定数、新規申請予定数等を調整した隻数となっていることを申し添えます。

取扱いの5から7の許可の条件等について、今回変更はありません。2－9 ページ以降に今回の取扱いの改正案の全文を添付しています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますようにこのことについて、令和5年11月2日付け農林水第24-1066号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第16条第5項の規定で読み替える第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は、令和5管理年度のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

3-1ページが諮問書です。3-2ページをご覧ください。こちらは資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について公表するための告示案です。内容は第1のくろまぐろ（小型魚）、そして第2のくろまぐろ（大型魚）になります。

詳しくは3-3ページの新旧対照表をご覧ください。右側が旧、左側が新になります。下線部を付けている箇所が変更箇所になります。

くろまぐろ（小型魚）に関しては、定置漁業の12.7トン増やして17.7トン、養殖用種苗採捕漁業の5.0トンから1トン減らして4.0トン、その他漁業の8.1トン増やして13.1トンにする案です。

くろまぐろ（大型魚）は、定置漁業の10トン増やして12トンにする案です。

3-4ページと3-5ページをご覧ください。今回の知事管理漁獲可能量の変更のポイントです。1、今回の諮問は9月末時点でのくろまぐろ小型魚の定置漁業における漁獲量の積み上がりへの対応及び養殖用種苗の採捕終了への対応、くろまぐろ大型魚の定置漁業における漁獲量の積み上がりへの対応、県留保枠の未利用分を有効に活用することを目的に知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、9月末時点の小型魚及び大型魚の漁獲量等については、3-5ページのくろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧をご覧ください。小型魚の漁業種類は一覧の上から順に県全体、定置漁業、中型まき網漁業、養殖種苗、その他漁業、県の留保です。漁獲実績（9月末）の列が漁獲量と消化率です。小型魚の「県全体」は9月末時点で13.21トン、消化率27.8%、「定置漁業」は6.83トン、53.8%、「中型まき網漁業」は0.37トン、消化率3.5%、「養殖種苗」は3.98トン、消化率は79.6%、「その他漁業」は2.03トン、消化率25.06%となっています。

同様に大型魚の「県全体」は9月末時点で20.28トン、消化率60.9%、「定置漁業」は7.16トン、消化率71.6%、「その他漁業」は13.12トン、消化率71.7%となっています。

ポイント3、例年、1月から3月にかけて、小型魚及び大型魚ともに漁獲量の積み上がりが予想されます。これらに対応するために、小型魚については「県留保」から「定置漁業」へ、「養殖用種苗」から「その他」へ漁獲量の配分を行いたいと思います。大型魚につきましては、「県留保枠」から「定置漁業」へ漁獲可能量の配分を行います。

小型魚について、4、「養殖種苗」において、今年度の採捕実績がかたまり、3.98トンになりました。このため、4トンの漁獲可能量を残し、現在の配分である5トンから4トンを差し引いた1トンを追加配分の原因とし、「その他漁業」へ1トン配分したいと思います。

5、「県留保」において、「定置漁業」、「その他漁業」での漁獲量の急な積み上がりに対応できるよう、2.2トンの漁獲可能量を残し、現在留保している11.2トンから2.2トンを差し引いた9トンを追加配分の原因として、「定置漁業」へ5トン、「その他漁業」へ4トンを配分したいと考えています。

大型魚については、「県留保」において「定置漁業」での急な積み上がりに対応できるよう、3トンの漁獲可能量を残し、現在留保している5トンから3トンを引いた2トンを追加配分の原因とし、「定置漁業」へ2トン配分したいと考えています。

今回示させていただきました配分案の数量、考え方等については、くろまぐろに関する漁業協同組合からの同意を得ています。これから軽微な修正がありましたら、こちらで対応させていただきたいと考えております。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○秋山委員

多くの漁業で配分が増えているなかで「種苗採捕漁業」のみが減っていますが、この理由を教えてください。養殖活込み数に減少傾向があり、以前よりもいらなくなっているのか、県内の養殖まぐろの需要が落ちてきて、どんどん売る数が減ってるのかなど、どうい

った理由なのか教えてください。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

理由としては、例年、7月から9月に種苗となる「よこわ」を漁業者が採捕し、それを養殖業者に渡します。今年は8月で「よこわ」の漁期が終了しましたので、これ以上漁獲が増える予定がないため、余った1トンをも有効活用するものです。

なお、今年度の「よこわ」の漁獲状況は、昨年度よりも増えています。

○秋山委員

三重県の養殖まぐろの需要が落ちてきているなど、そのようなことは影響していませんか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

そういったものは影響していないと考えています。

○秋山委員

順調に売れているということですね。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

申し訳ございませんが、養殖まぐろの販売状況については持ち合わせておりません。

○秋山委員

わかりました。

○田邊委員

秋山委員からご質問がありましたが、あくまでもこれトン数ですので、早い時期から種苗用の魚を採捕すると一尾一尾の個体の体重が軽い。7月の3尾と9月の1尾は同じ重量になり、尾数としてはそこそこの尾数になっていると思います。ただ、重量で表示するので、採捕数として少なく感じてしまうのも原因のひとつではと思います。

○秋山委員

養殖まぐろの行く末にちょっと興味がありましたので、少しお聞きしました。ありがとうございました。

○矢田委員

小型魚の県全体の消化率が27.8%ですが、漁獲の数量そのものは結構下火ということですか。最近、まぐろを捨てているテレビを観ました。定置網でいわしやたいなど色々な魚種が漁獲されるけど、まぐろはやっかいものとして扱われていた。それを観るとこの枠というのは、現状では余裕があるが99%になったら獲れないのであれば、漁業者が困らないのかと思いました。小型魚の県全体枠は47.5トンですが、この枠は来年以降増やせるもの

ですか。県の考えを聞きたい。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

今、くろまぐろの資源はたいへん増えてきており、漁業者の実感としても水揚げが上がっている状況です。漁業者からの増枠要望の声も受けており、県から国に対して、融通枠を増やしてほしい旨の要望をしています。また、各県も増枠の要望をしているなかで、なかなか認められない状況が続いています。ただし、県としましては、漁業者にはまだまだ獲る能力はありますので、増えた資源を有効に活用していただけるように、増枠に対応していきたいと考えています。

○矢田委員

どうもありがとうございます。伊勢湾では、まぐろは獲っていないので直接は関係しませんが、最近かたくちいわしにも漁獲割当ての話が出てきています。伊勢湾のなかでは愛知と三重が同じ資源を利用しているので、三重の枠が少なく、愛知の枠が多いなど漁獲実績で配分されると困ります。そのため、最近、ばっち網の関係漁業者も東京に行ってそのような話をしてきたらしいけど、やはり枠も全国で決められたら、なかなか増やすことができないという話を聞いてきました。漁業者の生活が出来ない枠が配分されると困るので、枠を多目に配分してもらえよう、水産庁にも要望していただきたく、お願いします。

○濱田委員

矢田委員が言われたように、定置網の小型魚に1.5トンの枠があるのですが、今は毎日のように写真を撮りながら、定置網から逃がしています。それは、今は1kg前後しかなく、もうちょっと大きくして、単価の高い10kg、20kgの魚を獲りたいためです。ただ、「よこわ」は網にあたったら死んでしまい、漁業者も死んだ魚は捨てるしかありません。生きた魚を放流するよう指導を受けていますが、網に入った「よこわ」を生きたまま放流することは無理です。漁業者は死んだ魚を泣く泣く放しています。そういう現状があります。

○小川会長

漁獲実績で大まかに捉えられると、枠を守ろうとして本来は10トン獲れるものを、放流することによって例えば3トンに抑えることがあると、結局、その3トンが漁獲実績であるとして計算され、それに基づき枠が配分されると非常に困るという話だと思います。それと魚については、今年不漁であったが、来年は豊漁になるかもわからない。今年の漁獲実績でとらえられると非常に先々問題が生じるので、県としてはそこらのところも十分肝に銘じて考えていただければと思いますが、それに対してご返答があればお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

まぐろの混獲回避については、国の研究機関等で、できるだけ生存個体が放流できるような技術的な研究等もなされていますので、そうした情報が入りましてたら、現場の方にもご案内させていただきたいと思っています。また、矢田委員からご発言のありましたかたくちいわしの件ですが、それも現在進行形でTAC化について、国や水研機構と共に話

をしています。漁業者が獲りたいのに獲れないような状況にならないように、県としても最善を尽くしていきたいと考えています。進捗がありましたら、この場で報告等もさせていただきたいと考えています。

○永富委員

かたくちいわしの件ですが、愛知県は伊勢湾内にも湾外にも許可があつて、その実績を主張してきます。三重県はばっち網組合が漁獲をセーブしていても共同漁業権内の定置網で獲ってるから話が付きません。こっちは我慢しとって実績が少ないわけや。そういう事情もTACが導入されたら県も頭を使っていたきたい。三重県は伊勢湾だけしか漁獲しません。だからTACで管理するならば、我々は伊勢湾だけの管理にしてもらいたい。東北から鹿児島までの範囲での管理では難しいと思います。

○小川会長

様々な意見があろうと思いますけれども、今後研鑽してお考えいただければと思います。それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案4「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

このうみがめ等の採捕に関する委員会指示は、平成4年4月1日付けのうみがめの管理・保存に関する水産庁通達に基づき、平成4年8月7日付けで最初の委員会指示が出され、以後毎年更新しているもので、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

指示の内容の前に採捕承認、採捕報告、遺がい処理報告の状況について報告します。4-7ページをご覧ください。現在発動中の指示に基づくうみがめ採捕承認の状況です。4件承認しており、これらは毎年申請がある幼体や卵の保護、調査を目的とするものです。

4-8ページは令和4年の採捕承認に基づいて報告があったもので、成体、幼体の採捕はアカウミガメ7頭、アオウミガメ7頭の計14頭で、標識などを装着のうえ、再放流されています。また、アカウミガメと思われる卵123個も保護されています。

4-9ページから4-11ページが遺がい処理報告です。アカウミガメ34頭、アオウミガメ26頭の計60頭です。

それでは、指示の内容を説明します。4-1ページと4-2ページをご覧ください。4-1ページが変更案、4-2ページが現行です。今回の変更は、告示番号、告示年月日、

会長名、指示の有効期間です。変更箇所には、アンダーラインを引いてあります。告示番号は「第8号」、告示日は「令和5年12月12日」の予定で、会長名は「小川和久」会長、有効期間は「令和6年1月1日から令和6年12月31日まで」の1年間です。

4-3ページと4-4ページが事務取扱要領の変更案です。指示変更にあわせて、制定日と有効期間を変更しています。内容の変更はございません。

4-5ページと4-6ページが採捕承認基準の変更案で、取扱要領と同様に制定日と有効期間の変更のみです。様式の変更はありません。

説明は以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案4については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案4については事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案5「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

この指示はくろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年あたりの天然種苗の活込尾数の制限に関する事項について、平成26年1月から発動しているもので、現在のくろまぐろ養殖について委員会指示を継続して発動するかどうかご審議をお願いするものです。

5-1ページをご覧ください。平成24年10月26日付け農林水産省指令24水管第1698号において、下線部分2.指示の内容(1)で、「平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう」にすることが求められました。

平成26年1月1日の漁業権の一斉切替えに先立ち、平成25年以降の養殖計画について、各養殖業者に対し、養殖施設の規模や活込尾数の変更などについて調査が行われた結果、施設規模又は活込尾数が変化する漁場について、天然種苗の活込尾数が計画どおりに行われることについての担保として、この委員会指示により報告を義務づけることとされました。

た。

委員会指示による報告義務がない漁場は、施設規模や活込尾数が変わらないとされた区画です。

熊野灘沿岸域の地図が表記されている資料をご覧ください。現在、三重海区の海域においては、くろまぐろ養殖業の区画漁業は三重区第 1501 号から三重区第 1505 号まで免許されており、この委員会指示の対象となるのは、免許番号区 1501、区 1502-2、区 1503 であり、令和 6 年 1 月 1 日から新しい免許となりますが、免許内容に変更は予定されていません。

委員会指示に基づき報告のあった 11 月 1 日時点の天然種苗活込尾数は、それぞれおよそ 3,800 尾、3,700 尾、7,500 尾で、いずれも活込上限尾数には達していません。

5-2 ページ、5-3 ページをご覧ください。5-2 ページが指示の改正案、5-3 ページが現行の指示です。下線部分に変更箇所、告示番号、告示年月日、会長名、指示の有効期間です。内容の変更はありません。

告示番号は「第 9 号」、告示日は「令和 5 年 12 月 12 日」を予定していますが、議案 1 にありましたくろまぐろの免許の告示日にあわせることになるかと思えます。会長名は「小川和久」会長、有効期間は「令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで」の 1 年間です。

5-4 ページと 5-5 ページが事務取扱要領の変更案です。指示変更にあわせて、制定日と有効期間を変更しています。内容の変更はありません。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案 5 については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 5 については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項 1 「漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に係る審査基準の作成について(真珠養殖業及び真珠母貝養殖業)」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。

6-1 ページにありますように、このことについて、令和5年10月26日付け農林水第24-4202号で三重県農林水産部長から報告がありました。個別漁業権に適格性を有する複数の者から免許申請があった場合に、漁業法第73条第2項第2号に基づく地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者を選定するための審査基準についての報告です。

今回は、真珠養殖漁業及び真珠母貝養殖業に係るものです。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

この基準を作成することになった経緯から説明させていただきます。令和4年度末の海区漁業調整委員会で、定置網漁業とくろまぐろ漁業に関する漁業権の申請において競願が発生した際の審査基準を報告しています。今回は真珠・真珠母貝養殖に関する基準を作成しましたので報告させていただきます。

旧漁業法では競願があった際の優先順位は、取り決めが細かく規定されていましたが、漁業法の改正でこれらの条文が廃止されました。その代わりに漁業法第73条第2項第2号で「都道府県知事が地域水産業の発展にもっとも寄与する者に対して免許をすべき者を決定する」とされました。水産庁の技術的助言等において、知事が審査基準を作った場合、海区漁業調整委員会等に予め示すこととされており、今回基準を作成しましたので報告させていただきます。

6-2 ページが作成した審査基準です。免許申請があり、競願があることがわかった場合は、改めて申請者にこれらの審査が行えるように書類の提出をお願いすることになります。審査基準を基に水産資源管理課がまず検討会議で審査し、結果を海区漁業調整委員会に諮問させていただく流れになります。

審査基準には8つの基準を設け、真珠養殖業及び真珠母貝養殖業で競願があった際にどなたが地域水産業の発展に最も寄与するかを審査させていただく形にしています。具体的には、評価項目1は計画の実現性で、制限台数を守っているか、制限台数の設定がある漁場での確認と、施設規模や種苗の確保が適切に行われているかです。評価項目2は漁場生産の増大に関する取組で、漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための取組を実施する予定があるかです。評価項目3は漁業所得の向上に関する取組で、生産物の単価や付加価値の向上など漁業所得の向上に資する取組を行うかです。評価項目4は就業機会の確保で、漁場の規模に見合った人数の従事者による漁業を営む計画になっているかです。評価項目5は地域漁業者との調和的発展①で、当該漁業の従事者のうち、地元地区が属する市町に住所を有する者の割合です。評価項目6は地域漁業者との調和的発展②で、漁業紛争が生じないよう、共同漁業権者等又は共有免許者との調整が図られているかです。評価項目7は地域との調和的発展で、地元加工業者や流通業者等との連携が図られているなど、

地域水産業の発展に寄与できるかどうかです。評価項目 8 は当該漁業への経験の程度で、当該漁業の従事者に、経験のある者がいるか、いる場合はその経験年数で年数を加算するようにしています。

審査基準の報告は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項 2 「「漁業に関する協定」に係る報告事項について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 7 をご覧ください。

7-1 ページにありますように、令和 5 年 10 月 11 日付け 5 水第 785 号で愛知県農業水産課長から、令和 5 年 6 月 5 日付け 5 水第 367 号で報告があったことについて、行政処分を実施したとの報告がありました。

なお、黒塗りの部分は当事務局で加工したものであり、原本は手元にあります。詳細については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（栗山班長）

本件については 7 月の海区調整委員会でもご報告しています。当県の取締艇「はやせ」が愛知県の豊浜船籍、豊浜組合に所属する底びき網漁船が禁止ラインを超えて操業していたため検挙し、漁業に関する協定に基づき、愛知県に引き渡しを行いました。前回報告は処分前の報告でしたが、処分に関する報告が愛知県からありましたので、今回はその報告になります。処分は令和 5 年 9 月 21 日から令和 5 年 10 月 10 日までの 20 日間のてい泊処分で、既に履行が確認されています。

なお、てい泊処分のほか、違反者の有する許可には簡易型船舶自動識別装置、A I S と呼ばれる位置を表示する機能がある機械になりますが、これを船舶に搭載する条件を付した許可証が、令和 5 年 12 月 25 日に書換交付される予定です。愛知県の許可方針には、区域違反者に A I S の搭載をさせる記述があり、それに基づいて A I S が搭載されることとなります。

また、愛知県の担当者から、違反された方が自主的に 10 日間てい泊を行うことと、所属する板びき網組合からも自主的に 3 日間てい泊になるとの情報もいただいています。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項3「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料8をご覧ください。

8-1 ページにありますように、会議は令和5年11月9日に静岡市にて対面で開催され、小川会長に出席していただきました。

8-4 ページの議事次第をご覧ください。まず、報告事項として令和5年度総会決議事項の要望活動結果について報告がありました。内容は9月の第29回当海区委員会で報告済のため省略させていただきます。

次に議事について、第1号議案令和6年度総会に向けた要望事項については、8-85 ページに「太平洋クロマグロ資源管理について」、8-103 ページに「沿岸カツオ資源について」、8-104 ページに「沿岸サンマ資源について」、それぞれ当委員会の提案があり、これらについて小川会長から説明をしていただき、採択されました。

第2号議案次年度開催海区については、8-118 ページのとおり、愛知海区でのブロック会議の開催が決定されました。

その他、ブロック内照会事項については、8-119 ページ以降のとおりでした。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

12月11日（月）午後4時から 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題（案）

- ・漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（定置漁業）について
  - ・とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について
- など

○木村妙子委員

私は外来生物の生態が専門ですが、最近ちょっと気になることがあります。皆さんは「ほんびのすがい」をご存じですか。原産はアメリカで、現在、東京湾で増えており、他の貝があまり獲れないこともあり産業化されています。私が知る限りでは伊勢湾には、まだ入ってきていません。最近、県の南部地域で生簀様の施設を設置し、潮干狩りとしてお客さ

んに獲っていただき、それを食べさせるレジヤがあることを聞きました。その場で貝を焼いて食べてしまうことには問題はないのですが、そこでそのまま活かしておく、あさりやはまぐり等の他の二枚貝と同様に浮遊幼生が発生して、それが水と一緒に湾のなかに流れ込んでしまうことが考えられます。まだ、伊勢湾では発生、定着が認められておらず、大丈夫かなと思っているのですが、最近、あさり等の不漁もあり、東京湾産と思われるのですが、「ほんびのすがい」が店頭でちらほらと見られるようになってきています。私は、そういう貝を移植などに使うことを懸念しています。

何がいけないのかと思われるかもしれませんが、もし定着した場合、あさりと一緒のところに住んでいますので、あさりと混獲されてじゃまになるということが考えられます。浜値も「ほんびのすがい」の方が安くなることが多いと思いますので、そういう点で資源が質的に下がるということと、「ほんびのすがい」は大きくなるのに時間がかかるため、漁業的に意味のあるところまで稚貝を放流することを考えると、結構悪影響がある可能性があります。愛知県の外来種のことをまとめた本があるのですが、愛知県では、条例指定種として放流してはならないとなっていますので、気を付けていただきたいと思います。

地域に入ってしまうと、どのような影響があるのか、外来種の場合はわからないところが非常に多いので、できるだけそのような危険性がある施設の設置や放流等は避けていただきたいと思います。少しお話しをさせていただきました。南伊勢町は県南部ですが、特に伊勢湾内に放流すると定着する危険性が高いと思いますので、気を付けていかないといけないと思っています。少し皆さんに話を聞いていただいて、県にも後程、話をしようと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○小川会長

ありがとうございました。これを持ちまして、委員会を閉会いたします。